

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）

（傍線部分又は下線部分は改正部分）

改正案

現 行

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第八号に定めるものとする。

2 前項第三号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号により識別さ

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 PHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第八号に定めるものとする。

六 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第九号に定めるものとする。

2 前項第三号及び第四号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号に

れる音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせて提供するもの(同一の種類の設備を組み合わせて提供するものを含む。))に限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第九号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。)に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

三 (略)

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用

より識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備、同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせて提供するもの(同一の種類の設備を組み合わせて提供するものを含む。))に限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。)に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

三 (略)

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用

者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはPHSに係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

（データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）

第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第十二号に定めるものとする。

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。

一 （略）

者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

（データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第十二号に定めるものとする。

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）

第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第十三号に定めるものとする。

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。

一 （略）

二 国内プレフィックス（第九条第一項（第五号）を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、○とする。

（電気通信番号の指定の申請）

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 次に掲げる場合にあつては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 （略）

4 （略）

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供

二 国内プレフィックス（第九条第一項（第六号）を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、○とする。

（電気通信番号の指定の申請）

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 次に掲げる場合にあつては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 （略）

4 （略）

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供

する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第1項第5号関係)

881から始まる15けたを超えない十進数字

ただし、881に続く1けた以上4けた以下の数字は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第九号 (第10条第1項第1号関係) (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0、5及び6を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

70CDEFGHJK (Cは5及び6に限る。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第1項第5号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第九号 (第9条第1項第6号関係)

881から始まる15けたを超えない十進数字

ただし、881に続く1けた以上4けた以下の数字は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第十号 (第10条第1項第1号関係) (略)

第十号 (第10条第1項第2号関係) (略)

第十一号 (第12条関係) (略)

第十二号 (第13条関係) (略)

第十一号 (第10条第1項第2号関係) (略)

第十二号 (第12条関係) (略)

第十三号 (第13条関係) (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<p><u>8 第9条第1項第4号</u>に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<p><u>8 第9条第1項第4号</u>に規定するもの</p>	<p>1 <u>電波法施行規則第4条第1項第6号</u>に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u></p> <p>3 <u>緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u></p>
<p><u>9 第9条第1項第5号</u>に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<u>9</u> <u>第9条第1項第5号</u> に規定するもの	電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
<u>10</u> 第10条第1項第1号に規定するもの	(略)
<u>11</u> 第10条第1項第2号に規定するもの	(略)
<u>12</u> 第10条第1項第3号に規定するもの	(略)
<u>13</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>14</u> 第13条に規定するもの	(略)

注1～4 (略)

様式第二 届出書の様式 (第15条第3項関係)

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

<u>10</u> <u>第9条第1項第6号</u> に規定するもの	電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
<u>11</u> 第10条第1項第1号に規定するもの	(略)
<u>12</u> 第10条第1項第2号に規定するもの	(略)
<u>13</u> 第10条第1項第3号に規定するもの	(略)
<u>14</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>15</u> 第13条に規定するもの	(略)

注1～4 (略)

様式第二 届出書の様式 (第15条第3項関係)

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第10条第1項第2号」等と記載すること。

2・3 (略)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第9条第1項第4号」、「第10条第1項第2号」等と記載すること。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第四号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。